

『障害のある方が相談できる場』



～本人中心の生活実現！はあとぴあ障害者相談支援センターへ～

あなたの「叶えたい夢」「生活のしづらさ」を、一緒に悩み、考え、夢に近づく一歩や解決の糸口を一緒に探していきませんか？人生の途中に少しだけ、同じ時間を一緒にさせていただけたらと思います。

また、「福祉サービスを利用したい」という時に必要になる、「サービス等利用計画」の作成も行っています。一人でも悩まず、家族だけで悩まず、まずはご相談ください。

お問い合わせ

はあとぴあ
障害者相談支援センター

TEL：048(486)2400【直通】 FAX：048(486)2418



メール

はあとぴあ障害者相談支援センターは、朝霞市の指定管理者として、朝霞市社会福祉協議会が運営しています。

福祉サービス利用援助事業

「あんしんサポートねっと」のご案内

「福祉サービスを利用したいけれど手続きの方法が分からない」「郵便物がきているけれど書類の字が細かくてわからない」「水道代や電気代の支払いを忘れてしまう」こうした困りごとに対して高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、サービス利用や書類手続き等について、契約に基づいてお手伝いする事業です。

定期的に生活支援員が訪問し、生活上の困りごと、心配ごとについてご相談に応じます。詳しくは下記までご連絡、ご相談ください。

＜ご利用いただける方＞

- ・判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害のある方など
- ・本事業の契約内容について理解でき、利用意思のある方

	サービスの種類	サービス内容
基本サービス	福祉サービス利用援助	定期的に訪問し相談を受けます。
選択サービス	日常生活上の手続き援助	日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。
	日常的金銭管理	日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
	書類等預かりサービス	大切な書類などをお預かりします。

※この事業は利用料がかかります（生活保護世帯は無料です）。

年間を通じて生活支援員の募集を行っています。興味のある方は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

総合相談支援係

TEL：048(486)2478【直通】 FAX：048(486)2418



メール

“働きたい”を応援します！！

～障害別・合理的配慮について（知的障害編）～

障害者雇用において、事業主には**合理的配慮**の提供が義務付けられています。障害者が職場で働く際に何らかの支障がある場合には、それを改善するための措置を講ずることが必要で、障害の特性によって求められる配慮が違います。

【障害特性】

知的障害は、物事を判断することや臨機応変な対応を行うことや、一度に大量の情報を処理すること、抽象的なニュアンスや場の空気を読むことが苦手なことがあります。

【配慮のポイント】

知的障害の人が活躍する職場は沢山あります。当事者が仕事に慣れるまでは時間がかかるかもしれませんが、応用は苦手であるものの、業務への真面目さ、決められたことは定型どおりに行うといった、特性を活かせる仕事は少なくありません。

「できないこと」ではなく、「得意なこと」に注目すると、活躍の場を広げられます。

【合理的配慮の例】

- 短い言葉でゆっくり伝える
- 面接時に就労支援機関の職員等の同席を認める
- 実習などで能力やスキルを見る機会を作る
- 当事者の教育専任者、担当者を配置する
- 作業指示や伝達は曖昧な表現は避け、明確に行う
- 業務の手順書を作る
- 当事者の習熟度に応じて業務量を増やしていく
- 落ち着いて話せる状況を作る
- など

※障害の度合いに応じた対応が必要です



お問い合わせ

はあとぴあ
障害者就労支援センター

TEL：048(486)2575【直通】 FAX：048(486)2418



メール

はあとぴあ障害者就労支援センターは、朝霞市の指定管理者として、朝霞市社会福祉協議会が運営しています。